

奨学生募集要項（2025年度）

No.

79

神戸大学推薦枠（A区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	野田育英財団		
2025 募集依頼人数	5名（全国で25名程度）		
募集学年	学部2年生		
募集学部・研究科 研究分野等	経済学部、経営学部		
大学締切時期	神戸大学推薦枠（A区分）申請要項参照		
給付	年額 720,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時)一時金	無		
併給	一部可	年齢制限	25歳未満（申請時点）
就労制限	—	出身地制限	日本国籍を有する者
その他応募条件	<ul style="list-style-type: none">・日本学生支援機構以外の給付型奨学金との併給不可・家計基準あり（2024年の世帯年収が900万円以下＜課税前＞）・採用された場合、財団が定めるレポート等を期日までに提出できる者		

2025年度給付型奨学金募集要項

1 目的

当財団は、学業・人物共に優秀で知的好奇心や探求心が旺盛な学生に対する奨学金の援助を行い、現代社会における我が国の発展に貢献する有用な人材の育成に寄与することを目的とします。

2 応募資格

- ① 給付期間において当財団が指定する大学で社会科学分野における経済学、経営学分野の勉学に励む学部2年生であること
- ② 学業、人物とも優秀であること
- ③ 将来、現代社会において活躍したいという強い思いを持つ者であること
- ④ 経済的な支援を必要としていること
- ⑤ 申請時に満25歳未満であること
- ⑥ 留年をしていないこと（標準修業年限内に卒業可能な者）
- ⑦ 日本国籍を有する者
- ⑧ 2024年の世帯収入が（課税前）900万円以下である者
- ⑨ 日本学生支援機構以外の給付型奨学金との併給不可
- ⑩ 採用後、財団が定めるレポート等を期日までに提出できる者であること

3 給付期間

2025年4月から大学の正規最短修学期間

4 給付金額

給付金額は次のとおりです。（返済義務がない給付型）

今年においては、1年分を9月末に支給する予定

来年度以降においては、年間72万円を前期と後期の2回に分けて給付します。

前期分支給：36万円 5月頃予定

後期分支給：36万円 8月頃予定

5 募集人数

指定大学からの願書の提出人数は、5名までといたします。

6 採用予定人数

25名程度

7 申請書類

- ① 2025年度奨学金給付願書（必須：指定書式）
- ② 奨学生推薦書（必須：指定書式）
- ③ 成績証明書（大学1年分）
- ④ 個人情報の取扱いに関する同意書
- ⑤ 住民票（同一生計の家族全員でマイナンバーなし、3ヶ月以内のもの）の写し
- ⑥ 世帯収入を証明する書類の写し（生計維持者の源泉徴収票、確定申告書等2024年の所得がわかる書類等）





8 申請方法

応募者は申請書類を大学の奨学金担当部署に提出し、申請期限までに、大学の奨学金担当部署から、当財団宛にメールにて提出してください。

9 申請期限と給付決定

申請期限：2025年5月31日

給付決定：2025年8月31日

10 選考と結果通知

選考委員会において書類審査及び面接により合否を決定いたします。

選考の仕方は、提出書類にて一次審査を行い、一次審査通過者のみ、二次審査の面接を受けることとなります。

審査結果は決定後、合否に関わらず本人及び申請者在学校へ連絡いたします。

11 選考基準

- ①学業、人物ともに優秀であると認められる者
- ②将来、現代社会において活躍したいという強い思いを持つ者
- ③経済的な支援を必要としている者

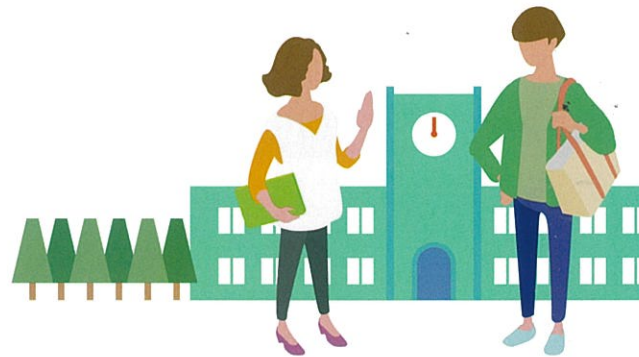
12 奨学金の停止

奨学生が休学等し、または長期にわたって欠席したとき

13 奨学金の廃止

- ①学業成績を理由に留年したとき
- ②傷痍疾病などのため成績の見込みがなくなったとき
- ③学業成績または操行が不良となったとき
- ④奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ⑤この法人が定める書類等を期日までに提出しないとき
- ⑥偽りの申請その他不正な手段によって給付を受けたとき
- ⑦在学学校で処分を受けて学籍を失ったとき
- ⑧そのほか奨学生としての資格を失ったとき

前項各号に該当する場合、奨学生に対して奨学金の全部または一部を返還請求することがあります。



14 その他

- ①募集開始に際しては財団から指定大学に対してメール等により案内を送ります。申請に際しては、指定大学から提出していただくことになります。
- ②この要項に記載してある事項につき不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば当財団事務局までお問い合わせください。
- ③申請書類の個人情報については、当奨学生選考以外に使われることはありません。
- ④奨学金が給付されたあとは、レポートの提出の義務が生じます。
- ⑤給付決定した後、翌年次の4月1日以降において、成績証明書及び在学証明書の提出をお願いいたします。
- ⑥給付が決定した場合、当財団の奨学金事業の啓発・普及(アピール)活動を当財団ホームページ等で紹介するために、本人の了承を得た上で、氏名を公表する場合があります。
- ⑦奨学生が学業を終了した後の進路に制約はありません。

◆詳細は当財団ホームページの募集要項をご参照ください。 <https://www.nodaikuei-zaidan.jp/>

このパンフレットについては2024年9月時点で作成いたしております。その後予告なく変更する場合もございますので、最新の募集要項等については、当財団のホームページにてご確認くださいようお願い申し上げます。